

令和3年8月2日

保護者の皆様

県立足柄高等学校長

緊急事態宣言に伴う本校の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和3年7月30日付けで、新型インフルエンザ特別措置法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることとされたことを受け、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について」により、知事から要請がありました。

つきましては、県教育委員会として、緊急事態措置期間中の教育活動等について次のとおり対応していくこととなりました。

なお、夏季休業終了後の教育活動等については、後日改めてお知らせします。

【緊急事態措置期間中の教育活動等】

ア 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で実施する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・ 活動時間は、準備片付けを含め、3時間程度とする。
 - ・ 活動日数は、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の観点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

イ 学習活動について

- 補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施する。

ウ 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

エ P T A活動について

- P T A活動については、P T A役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行う。

オ 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、緊急事態措置期間中の夜間（19 時以降）における利用は、中止とする。

問合せ先

副校長 小澤

教 頭 黒木

電話 0465-73-4098

土日等の休日

電話 080-7257-2349